

会議顚末書

						記 録 者	主幹 岡野智倫	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グループ員
件 名	令和 6 年 11 月臨時庁議							
年 月 日	令和 6 年 11 月 19 日（火）							
時 間	午前 9 時 50 分～午前 11 時 45 分							
場 所	3 階庁議室							
欠 席 者	なし							
内 容	【審議事項】 1 農業公園豊作村運営方針検討における温浴事業再開に係る方針（案）について 資料に基づき農業政策課より説明 《主な意見・質疑等》 - この方針は、農業公園豊作村における温浴事業は長年地域の還元事業として行ってきたこと、サウンディング調査、事業者ヒアリングなどの検証結果、休館に至るまでの経緯、他の行政サービスの維持などを勘案した総合的な判断としての方針である旨を丁寧に説明すること。 - サウンディングによる事業者提案 6 件のうち 2 件については、提案内容に温浴事業を含めていないが、想定在市負担額について、事業者試算額のほかに必要となる費用負担として、温浴設備更新などの初期費用を 6 件の試算全てに含めているため、提案内容に温浴事業を含めていないものについては、初期費用の積算を改めるべきである。 《協議結果》 指摘事項を踏まえ、方針（案）について了承							
	2 龍ヶ崎市特定家畜伝染病防疫対応マニュアルの改定について 資料に基づき農業政策課より説明 《主な意見・質疑等》 - 消毒ポイント候補地にたつのこフィールドを選定した理由が、大型バスを転回することが可能な龍ヶ岡公園テニスコート脇の駐車場が付近にあるということであれば、このマニュアル内における表記を改めるべきである。 - 消毒ポイント候補地の各施設について、消毒後の現場は、原状復旧していただけるということによいか。 ⇒ 基本的に原状復旧という形で県に対応していただくよう調整したい。なお、マニュアルに記載の場所は、あくまでも候補地であり、実際に消毒が必要となる事象が発生した場合、そのときの各施設の状況や発生場所に応じて消毒ポイン							

トを選定することとなる。

《協議結果》

指摘事項を修正、検討することとし、マニュアル（案）について了承

3 都市計画マスタープラン策定の進捗について

資料に基づき都市計画課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 県関係各課持ち回り協議の質問に対する回答について、質問の意図が不明確で、回答として適しているのか判断しかねる点があるため、その点については再考すること。

《協議結果》

了承

【報告事項】

4 公共施設への太陽光発電設備等導入調査について

資料に基づき生活環境課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 優先導入施設に、既に太陽光発電を整備している施設もあるが、既存の設備に加えて設置をするのか、それとも既存の設備を取り外して新たに設置をするのか。
⇒ 既設施設については、それぞれの施設に見合った電力量から既にある太陽光発電の設備による供給可能な電力量を差し引いた規模の設備の設置を想定している。
- ・ 優先導入施設に保健福祉棟を含めているが、第2次環境基本計画策定過程のパブリックコメントにおける「新保健福祉施設に太陽光発電システムを導入しないのか」という意見に対して、「現在のところ太陽光発電システムを設置する予定はないが、ZEB Ready施設として整備を進めている。なお、令和6年度中に公共施設を対象とした太陽光発電設備等の導入に係る調査を実施する。」と回答しているため、その整合性について説明できるようにしておくこと。

5 ごみ処理広域化に向けた基礎調査（中間報告）について

資料に基づき生活環境課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ [REDACTED]
[REDACTED]
⇒ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- ・ [REDACTED]
[REDACTED]

	⇒ → ⇒ 6 （仮称）長山中学校区義務教育学校保育ルーム整備方針について 資料に基づき保育課より説明 《主な意見・質疑等》 - 取得方法について、リース方式又は BT0 方式を挙げているが、それぞれを採用した際の違いについて伺いたい。 ⇒ リース方式を採用した場合、毎月のリース料が子ども・子育て支援交付金の対象となるものの、通常の事業費だけで交付金の上限に達してしまう可能性が高いため、リース料に対する補助は、現実的に受けることができないと考える。一方、BT0 方式を採用した場合、子ども・子育て施設整備交付金の対象となる可能性があり、その点について県に照会中である。 【その他】 特になし。		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	一部非公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条5号該当）意思決定過程のため
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	報告事項5は、方針確定後に公開